

川崎市消防局訓令第 1 1 号

局 内 一 般

消 防 署

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 8 月 1 4 日

川崎市消防長 大友 正人

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程の一部
を改正する訓令

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程（平成 18 年消防局訓令第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の表の 1 の項（3）中「個人番号カード」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）」を加える。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。